

EU とかなり異なる形で経済統合を進めようとしている国際機構として、[東南アジア諸国連合\(ASEAN\)](#)を挙げることができる。ASEAN は、国際機構法の面から見ても、EU とはまた違った問題を提示している。上記 ASEAN サイトや、外務省「[ASEAN](#)」「[ASEAN と日本](#)」・[日本アセアンセンター](#)・[JETRO](#) サイトなどを見て ASEAN の活動内容を把握した上で<sup>1</sup>、以下の問いにつき考えてくる。

1. ASEAN は、[1967 年 8 月 8 日の五カ国外相宣言 \(バンコク宣言\)](#) により設立された ([成立経緯](#) <sup>2</sup>)。ところが、この宣言は法的拘束力を持つとは考えられていない <sup>3</sup>。同宣言の内容を見た上で、なぜあえて法的拘束力を持たない宣言により ASEAN を設立したのか、考えてみよう。
2. 1980 年に、[Cooperation Agreement between the European Economic Community and Indonesia, Malaysia, the Philippines, Singapore and Thailand - member countries of the Association of South-East Asian Nations](#) という条約が締結された。なぜ、当事者の一方が the European Economic Community であり、他方が”Indonesia,... member countries of the Association of South-East Asian Nations”なのだろうか。
3. 1979 年に、[Agreement between the Government of Indonesia and ASEAN relating to Privileges and Immunities of the ASEAN Secretariat](#) という条約が締結されている。条約末尾を見れば、この条約の一方当事者が ASEAN であることが判る。なぜ、EEC との条約とは異なる対応がとられたのだろうか。この特権免除条約前文に言及されている [Agreement on the Establishment of the ASEAN Secretariat](#) の 11 条を見ながら考えてみよう。また、この特権免除条約と、1967 年バンコク宣言をインドネシアが 1983 年になって国連事務局に登録した (国連憲章 102 条) こと <sup>4</sup> との間には何らかの関係があるだろうか。
4. 2007 年になって [ASEAN Charter](#)<sup>5</sup> が採択され、2008 年 12 月 15 日に発効した。その 3 条を参照されたい。なぜ、この時点になってこのような条約が採択されたのだろうか。 [日本が ASEAN 日本政府代表部を 2011 年に設置していることは、憲章採択](#)

---

<sup>1</sup> さらに詳しくは、山影進 (編) 『新しい ASEAN』 (アジア経済研究所、2011 年)。

<sup>2</sup> 日本語での解説として、山影進 『ASEAN シンボルからシステムへ』 (東京大学出版会、1991 年)。

<sup>3</sup> 村瀬信也 「ASEAN 統合の国際組織法的側面」 アジア経済 26 卷 10 号 (1985 年) 4 頁。

<sup>4</sup> 浅田正彦 「国際機構の法的権能と設立文書」 安藤仁介ほか (編) 『21 世紀の国際機構』 (東信堂、2004 年) 99 頁、136-137 頁。

<sup>5</sup> 日本語での解説・翻訳として、[遠藤聡「ASEAN 憲章の制定——ASEAN 共同体の設立に向けて」 外国の立法 237 号 \(2008 年\) 87 頁。](#)

と何らかの関係があるか。

5. 日本は、2008 年に「[日・ASEAN 包括的経済連携協定](#)」を締結した。もともと、ASEAN 自身はこの条約の当事者になっていない。それは、この条約の署名が ASEAN 憲章発効前になされていることから説明されるだろうか。だとすると、2009 年に署名された[オーストラリア／ニュージーランド・ASEAN 自由貿易協定](#)についても同様に ASEAN 自身は当事者になっていないことはどう説明すべきか。

以上